

佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 2 月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第 3 号

佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則

佐賀県漁業調整規則（昭和45年佐賀県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（<u>非漁民</u>の漁具漁法の制限）</p> <p>第46条 漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事する場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1) <u>さお釣及び手釣（まき餌釣を除く。）</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>（<u>遊漁者等</u>の漁具漁法の制限）</p> <p>第46条 漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事する場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1) <u>さお釣り及び手釣り</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。